

岩倉市乳児等通園支援事業の認可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可及び認可の変更等について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可の申請等)

第3条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者（次条第1項において「申請者」という。）は、岩倉市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1。同項において「認可申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、当該申請に係る事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(認可の通知等)

第4条 市長は、認可申請書を受理したときは、その内容及び乳児等通園支援事業所を検査し、法、省令、岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岩倉市条例第28号）その他の関係法令（国の通知を含む。）に適合していることを確認したときは、乳児等通園支援事業の認可をし、岩倉市乳児等通園支援事業認可証（様式第2）を申請者に交付するものとし、適合していないと認めるときは、理由を付して岩倉市乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定に基づき、あらかじめ、岩倉市子ども・子育て会議条例（平成26年岩倉市条例第14号）に基づき設置される岩倉市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可の変更の届出)

第5条 省令第36条の36第3項の規定による届出は、岩倉市乳児等通

園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4）によるものとする。

- 2 省令第36条の36第4項の規定による届出は、岩倉市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第5）によるものとする。
- 3 市長は、省令第36条の36第3項又は第4項の規定による変更の届出を受理したときは、岩倉市乳児等通園支援事業者認可変更届出書受理書（様式第6）を当該届出をした者に交付するものとする。

（廃止又は休止の申請）

第6条 第4条第1項の認可を受けた者（以下「実施事業者」という。）は、法第34条の15第7項の規定に基づき乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、岩倉市乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（様式第7。次項において「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、廃止又は休止を承認するときは岩倉市乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書（様式第8）により、承認しないときは岩倉市乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書（様式第9）により、当該実施事業者に通知するものとする。

（認可の取消の通知）

第7条 市長は、法第58条第2項の規定に基づき実施事業者の認可を取り消すときは、岩倉市乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第10）により当該実施事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。